

前回の議論における主な御意見（論点 3～5 関係資料）

論点 3. 入学時点において法学に関する学識には差があるが、多様なバックグラウンドという強みを有する法学未修者に対し、個人の特性に応じた柔軟な学修メニューの提供やきめ細かな学修支援を行う上で、どのような課題があるか。その課題を解決するために必要となる方策としては、補助教員の活用など、どのようなものが考えられるか。

論点 4. 有職者が仕事を継続しながら法曹を目指せるよう、最先端の ICT 技術の活用や昼夜開講制、長期履修制度の活用促進など、教育の在り方や教育手法等の工夫についてどのように考えるか。ICT 技術の活用については、平成 29 年 2 月の文部科学省調査研究協力者会議の検討結果について、その後の技術の進展等を踏まえた更なる検討を行う余地があるか。

論点 5. 限りある教育資源を効果的・効率的に活用する中でこれらを実現する上で、いわゆる教育拠点の在り方を、どのように考えるか。その実現において ICT をどのように活用すべきか。

1. 入学前教育、導入教育に関する御意見

- 多様な人材が法曹となり、幅広い生活実態に即した司法を実現するという司法制度改革の理念を実現するためには、進学を決意する段階で、できる限り門戸を開いていくことが重要である。実際にオープンキャンパスに出向かなくても、ICT を活用し、授業の雰囲気を知り、自分自身の経験を法曹としての仕事に生かす可能性を検証することができるようにすると良いのではないか。
- 法科大学院の授業をオンデマンド配信することは、合格後入学前のサポートのみならず、受験を検討する段階においても、法科大学院の授業を試聴できるという点で有効なのではないか。
- 現在の認証評価においては、未修者の入学者選抜で法律学の能力を問うことは認められていないが、法律学の試験を行わずに入学者の適性や能力を評価することには限界があるのではないか。例えば、半年間法律学を学んだ後に試験を行い、入学を許可するような方法は考えられないか。
- 科目等履修制度を活用すれば、法科大学院の授業を試みに履修できるとともに、取得した単位を入学後に既修得単位として認定すれば、入学後の負担軽減にもつながるのではないか。
- 社会人の司法試験合格者は、入学前に、仕事・家庭と勉強を両立できる環境を整備して学修に臨んでいる。様々な職種の社会人学生がどのようなスケジュールで勉強しているかを把握し、それを学生に示すことで、入学後の生活スタイルをイメージしてもらうという取組も必要ではないか。

- 法曹という仕事に対する具体的なイメージを持たせるために、オンラインやオンデマンド等で法曹と交流する機会や法曹の実務を知る機会を提供し、学生の学修意欲を維持させることが重要である。
- 法曹 = 法廷をイメージする人が多いようだが、企業をはじめ司法サービスを利用する立場からは、多分野にわたる知識、交渉力、共感力なども大事だと感じる。世の中の多種多様なニーズに対して、自分の力をどのように発揮するのかをイメージし、法曹を目指すことが重要ではないか。

2. 「法科大学院未修者コース改革案」のご提案と御意見

【御提案】

法曹の多様性の確保という観点から、未修コースの役割が改めて重要という認識のもと、以下のご提案あり。

(1) オンデマンド方式による授業（補助教員の活用も踏まえて）

社会人学生向けに柔軟な時間帯で受講を可能にする体制を構築するという観点から、未修1年次の法律基本科目を中心に、自校のカリキュラムについて、全科目オンデマンド配信を可能とし、視聴した講義に基づく教員または補助教員とのディスカッションを義務づけ、定期試験を経て単位を付与するという方法により、オンデマンド方式による授業を実施することを提案。

未修者教育においては補助教員の果たす役割が大きい。補助教員は対象ロースクールの卒業生のうち、既に学習アドバイザー等として未修者の指導歴がある弁護士を中心に人選することを提案。また、未修者に寄り添い、個々の学生の抱える問題点を踏まえて丁寧に授業のサポートを行えるようコミュニケーション能力や指導力を重視して人選すべきである。

(2) 全国的な講義配信システムの導入

合格率が低迷する未修コースへのテコ入れとして他校の講義を柔軟に活用する形でのサポートシステムを構築するという観点から、まずは未修1年次向けに、講義を視聴教材として配信し、全国の法科大学院で視聴可能とし、配信先の法科大学院で自由に活用出来るようにすることを提案。

(1) オンデマンド方式による授業の実施について

- 社会人学生は、夜間であっても授業に間に合わないという人が多いため、平日の授業をオンラインで受講できるのは、とても魅力的だと思う。ただし、オンラインだけで学んでいると、どうしても仕事を優先しがちになってしまうため、週に1度は登校し、同級生から刺激を受ける環境が必須ではないか。

(実施対象)

- オンデマンド方式による授業の教育課程を整備、維持するには、コストが必要となる。提案の趣旨は、働きながら学ぶことを希望する社会人や法科大学院が存在しない地域における遠隔教育の実現にあると思われるので、法科大学院間での役割分担、選択と集中を検討し、意欲ある法科大学院が取り組むのが適切ではないか。
- 知識をインプットするための授業であれば、1度撮影した授業を繰り返し活用したり、学部の授業を活用したりできるため、準備は大変かもしれないが、提案内容は実現可能ではないか。ただし、全ての法科大学院で足並みを揃えるのは難しく、大学ごとの創意工夫を尊重すべきではないか。

(今後検討すべき論点)

- オンデマンド方式による授業の導入に当たっては、対象となる学生を社会人学生等、法科大学院での受講が困難な学生に限定するか否か、オンデマンド配信された動画の情報セキュリティの確保、講義を撮影するか専用コンテンツを別途制作するか、スクーリングの機会の確保、長期履修制度の一般化等について検討が必要である。
- 感染症対策として ICT を活用したことは、司法制度改革審議会の意見書が述べていた双方向性、多方向性の実質的な意味を問い直す上で大変良い機会だと考える。双方向性が求められるのは確かであるが、それが同時でなければならないのか、時間や場所に縛られない遠隔授業の在り方を積極的に考えていくべきではないか。オンデマンド方式による授業の実施について、これまで本委員会や文部科学省が示してきた考え方を見直さなくてはいけない点があるのであれば、検討の手順を考えていくことが望ましいのではないか。
- オンデマンド方式の授業は、未修1年次については有効だと思うが、2年次以降は双方向でのやり取りが大半を占めるようになるため、有職のままでは対応できない可能性もあり、工夫する必要がある。

(補助教員の活用)

- 「法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究」(平成30年度)において指摘されているように、未修者教育では補助教員による個別事情に対応した丁寧な教育が不可欠であることは、法科大学院教育に携わる者の中で共通の認識になっている。オンデマンド授業を前提として、補助教員による手厚いフォローを行う場合、担当教員は講義録画や補助教員との連携等に時間を要し、必ずしも負担軽減にはならないように思うが、上手く機能すれば相当な効果があるのではないか。
- 補助教員を配置する場合、担当教員との適切な連携が不可欠だが、これが難しい。先進的な法科大学院の取組を学んで、担当教員と補助教員の連携の在り方について検討する必要がある。

(2) 全国的な講義配信システムの導入について

(実施対象・体制等)

- 未修1年次の教育の改善は、ほぼ全ての未修者を対象として取り組むべき課題であり、課題を抱えている法科大学院に限らず、幅広い法科大学院を対象に検討してよいのではないかと。
- 優れた講義を配信することになると、講義は全国で一つあればよいということにもなりかねないので、誰がどのようにして作成するのかについては、慎重な検討が必要ではないかと。未修者教育については特定の大学で実施するとなると、これまでの議論とはかなり違ってくることになるのではないかと。
- 全国的な講義配信システムの導入について、特定の法科大学院が中心となって検討するのではなく、法科大学院協会が協力してコンソーシアムを設立してはどうか。
- 夜間開講の大学が減っている現状もあり、ICT等を活用して、仕事と両立しながら学べる環境を整備することは非常に重要である。必ずしも一大学で取り組む必要はなく、大学間連携やコンソーシアムなど、多様な背景を持つ人材の知見をどうやって司法に生かしていくかという司法制度改革の大きな理念を実現するために、有効に資源を活用していくことが重要である。

(講義配信システム)

- 配信対象とする科目や講義の選定、学生の意思によって利用を可能とするような体制づくり、配信動画の活用方法、講義を撮影するか専用コンテンツを別途制作するか等について検討が必要である。
- 未修者教育においては、非常に複雑なレジメを使用したり、多くの教材や学説を示したりすると、かえって学修の理解度や達成度が下がる傾向にある。そうした傾向を踏まえ、しっかりしたコンテンツを作成する必要がある。
- 動画の内容としては、優れた講義をそのまま配信する方法の他にも、初学者が基礎的な知識を確認するための短時間の動画を作成し、予復習や補助教員の指導などで自由に活用できるようにすることなども考えられるのではないかと。
- 自身の経験を振り返ると、学期中は授業の予復習だけで精一杯だったので、前期の授業を録画して配信するというよりも、長期休暇中の教材として、憲法・民法・刑法の主要な論点を何回かにまとめた動画を作成してはどうか。

(検討体制)

- 全国的な講義配信システムや共通到達度確認試験などを持続可能な形で継続していく上で、どのような体制を整備するかは非常に重要な問題であり、今後も引き続き検討する必要がある。
- 誰がどんなオンライン教材を作成するのか、各法科大学院のカリキュラムとどのように結びつけるのか、そういった検討をどこで行うのか等について、検討していく必要がある。今後の検討については、どこかにタスクフォースのようなものを作成して、集中的に検討することが望ましいように思う。

(3) ICTを活用した今後の法学教育の在り方について

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が全ての法科大学院でオンライン授業を展開するきっかけとなり、オンライン授業の良い面を未修者教育に活用していくことは、非常に意義があるように思う。
- 新型コロナウイルス感染症対策として、ICTを活用した授業を行っている現時点であれば、オンデマンド型の授業の実施や他大学との講義動画の共有なども可能だと思うが、改めてよいものを撮影しようとするのが難しい面もある。現在実施しているオンライン授業の良い面について、対面授業再開後もどのようにして維持していくことができるかを考えていけば、技術的には非常に簡単にできるのではないかと。
- オンライン授業には、オンデマンド方式の他にも、リアルタイムでの双方向授業、資料配信型授業、自学自習型のオンライン授業など様々な形態があり、必ずしもオンデマンド方式や、同時双方向型を中心に検討する必要はなく、未修者にとって一番いい教育の在り方を考えるべきではないかと。
- 有職者のための教育環境の整備や、繰り返し学べるようにする、基礎的な知識のインプット・アウトプットを1年間で行うという時間の不足を補うなど、ICTを利用する目的に応じて、講義として活用する、予習で活用し思い切って反転授業に組み替えていくなど、様々な使い方があっていいのではないかと。
- 未修者が自分の持っている強みをどのようにして司法試験や実務に結びつけていくかという文脈作りにおいては、教員や補助教員の適切な対面による指導が必要ではないかと。初等中等教育においても対面とオンラインのハイブリッド型が目指されているように、オンラインでできることと対面でできることのバランスについて、未修者が自信を持って学修に取り組めるような形で提案していきたい。
- 新型コロナウイルス感染拡大前の対面での教育には、学生同士と一緒に自習し質問に来て教員とディスカッションすることを通じて司法試験の合格に導いていくという面があった。オンデマンドを活用する場合、対面での学びの成果をどのようにして確保していくかを考えなくてはならない。

3. その他の入学後における取組に関する御意見

(学修時間の確保)

- 未修者教育の充実を実現するためには様々な取組を行う必要があるが、あまりに多くのことを実施すると、精神的に過剰な負担をかけてしまう可能性もあるため、学修時間をいかに確保するかが重要である。
- 既に多様性を身につけている未修者は、法律基本科目を中心に学修しその中で多様性を発揮することが期待されていると考えられる。その意味では、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目の必履修単位数を見直すなどして、代わりに法律基本科目を選択できるようにすることを検討してよいのではないかと考えられる。未修者が展開・先端科目等に代えて法律基本科目を重点的に学べるようにすると、新たな授業負担が増える可能性が出てくるが、反転授業の実施を可能とする特に優れた講義の配信は、有効な方策となり得るのではないかと考えられる。

(長期履修制度)

- 司法試験の在学中受験が可能となり、3年で法科大学院を修了して修了後に司法試験を受験するのか、4年で法科大学院を修了して在学中に司法試験を受験するのかといった選択肢が広がったことを踏まえると、こうした選択肢を可能にするための環境整備として長期履修制度の一般化などが必要になってくるのではないかと考えられる。
- 社会人は、転勤や異動が付きものであることを考えれば、長期履修と言っても、4～5年が限度ではないかと考えられる。